

	減免対象	減免額	実費負担額 (月額)	必要書類	注意事項
①	生活保護法による 被保護世帯	育成料 6,000円 間食費 1,000円	0円		
②	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰 国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律による支援給付を受けている者が児童の 保護者のいずれかである世帯	育成料 6,000円 間食費 1,000円	0円	減免要件を西東京市の公簿等により確 認できる場合は、証明書等の添付は不 要です。 ※申請書下部の「同意者」欄に、世帯の20歳 以上の方全員の署名が必要です。 ※市の公簿等により要件が確認ができない場 合(他市から転入された方など)は、証明書の 添付が必要となります。詳しくは児童青少年課 にお問い合わせください。	
③	市民税・都民税 非課税世帯	児童育成手当受 給世帯の場合 育成料 6,000円 間食費 1,000円	0円		
④	※児童育成手当を受給している世帯と それ以外の世帯で減免額が異なります。	上記以外の場合 育成料 6,000円 間食費 0円	間食費のみ 1,000円		
⑤	西東京市就学援助費 受給世帯	育成料 6,000円 間食費 0円	間食費のみ 1,000円		<ul style="list-style-type: none"> ●教育委員会への就学援助費の受給申請とは別に、児童青少年課への申請が必要です。自動的に減免にはなりませんので、ご注意ください。 ●減免申請の結果は、就学援助費の受給決定後に通知します。(※)
⑥	児童がアレルギー疾患等でおやつを 食することができないと認められる場合	育成料 0円 間食費 1,000円	育成料のみ 6,000円	アレルギー疾患等であることが分かる医師の診断書など	この要件により学童クラブ間食費の減免を受けた児童には、学童クラブよりおやつが提供されませんので、ご注意ください。

(※)減免決定までの間は、育成料等の口座振替が通常どおり行われますのでご了承ください。決定後、過納額が発生する場合は還付または充当をします。